

POLICE



鹿島町交番だより

令和7年
6月号

会 足利警察署鹿島町交番 ☎ Tel 43-0110, 62-9339

☆ 自転車の安全で適正な利用の促進について ☆

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。
したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

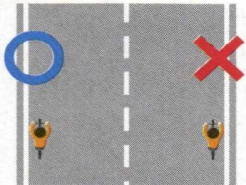
※例外 ・ 標識などで通行可とされている場合

・ 13歳未満又は70歳以上、車道通行に支障がある方等



② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端
に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄り徐行

歩道では、すぐに停止できる
速度で、歩行者の通行を
妨げる場合は一時停止
しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止



■ 二人乗りは禁止



■ 並進は禁止



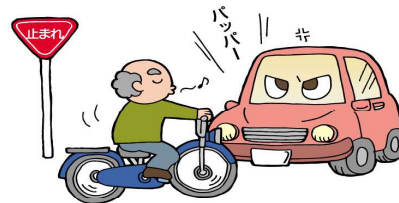
■ 夜間はライトを点灯



■ 信号を守る



■ 交差点での一時停止と安全確認



～ 自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう ～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割は、頭部に致命傷を負っています。

また、致死率は、非着用が着用に比べて約3倍高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

ルリちゃん安全メール配信中

栃木県警察では、犯罪などの情報を種別ごと、警察署ごとにメール配信しています。詳しくは、栃木県警察ホームページを参照してください。

【配信する情報】

- ・ 子供や女性に対する不審者情報 ・ 特殊詐欺情報 ・ その他犯罪情報
- ・ 行方不明者情報 ・ 交通安全情報 ・ 警察からのお知らせ ・ その他

【登録方法】

右のQRコードを読み取り、 空メールを送信してください。



